

## 令和4年度第3回美祢警察署協議会会議録

開催日時	令和4年12月2日（金） 午後3時30分から午後4時34分までの間	
開催場所	美祢警察署3階 講堂	
出席者	協議会	安藤会長、山田委員、配川委員  計3人
	警察署	署長、次長、会計課長、刑事生活安全課長、地域課長、 交通課長、警備課長  計7人
議題	1 所管事項説明 2 諮問事項 「年末に向けた交通事故抑止対策の推進」	
<p><b>1 会長挨拶</b></p> <p>12月になって冬の到来を感じさせる時期となり、今年も残り1か月を切った。世間では、サッカーワールドカップで日本が強豪スペインを破り、決勝トーナメントに進出したという嬉しいニュースがあった。</p> <p>一方、新型コロナウイルスについては、感染者が増えつつあり、感染防止対策を図りながら生活しなければならないという状況が続いている。</p> <p>先日、美祢署が発信しているメールマガジン「かるすと通信」で、最近のうそ電話詐欺のうち、サポート詐欺の手口を紹介するものが届いた。手口だけでなく、警告画面が表示された場合の対応策まで紹介されており、大変参考になった。私も仕事でパソコンを扱っており、実際に警告画面が表示された場合に備え、注意喚起のために印刷して壁に貼っておいた方がよいと思った。こうした情報発信は、市民が犯罪の被害に遭わないために、非常によい取組であると思っている。</p> <p>また、最近の交通事故は、被害者も加害者も高齢者が多くなっており、対策を講じていかなければならないと感じている。</p> <p>最後に、本日は委員2名が欠席となっているが、どうぞよろしく願います。</p> <p><b>2 署長挨拶</b> (省略)</p>		

### 3 所管業務説明

令和4年1月から10月末の業務推進状況について、以下の項目に沿って説明した。

- (1) 効果的な犯罪抑止対策の推進状況
  - ア 刑法犯の認知・検挙状況等
  - イ うそ電話詐欺の発生状況
  - ウ 人身安全関連事案の対応状況
- (2) 地域安全活動等の推進状況
  - ア 地域安全活動の推進状況
  - イ 110番対応状況等
- (3) 交通事故抑止対策の推進状況
  - ア 交通事故発生状況
  - イ 管内の交通事故の特徴等
  - ウ 交通事故抑止対策の状況
- (4) 経済安全保障対策の推進
  - ア 技術情報等の流出防止の重要性
  - イ 過去の検挙事例
  - ウ 対策

### 4 諮問事項

「年末に向けた交通事故抑止対策の推進」について説明した。

#### 【所管業務・諮問事項に対する質疑等】

##### (委員)

高齢者の交通事故防止対策について、高齢者サロンなどに警察官が赴いて講習会を実施するなど、連携を図ってほしい。

ハンドサインについては、なかなかできていないのが実情であると思う。

また、スーパーやコンビニの駐車場から出ようとしてもなかなか出られないことがあるが、そうした場合でもハンドサイン運動ではないが、「どうぞ」という意味で手を出していただければと思う。

##### (委員)

ハンドサインについて、横断歩道で少し下がったところに立って渡るのかどうかわかりづらい人を見かけることがあり、運転する側として、止まるかどうか迷うことがある。一步前に出て手を挙げてほしいと思うことがあるが、自分自身ができるかと言えば、恥ずかしさからできないかもしれない。反対に、しっかりと手を挙げて意思表示をしている高齢者を見かけることもあり、ハンドサインは交通ルールを守るために必要であると思っている。

##### (次長)

譲り合いや思いやりを持つこと、お互いにゆとりを持った運転を心掛けることが大切ではないかと思う。

**(委員)**

美祿警察署管内で、正面衝突による死亡事故が1件発生しているが、自動車同士か。

**(交通課長)**

自動車同士の事故である。

また、物損事故の26%はスーパーやコンビニなどの駐車場内での事故で、そのうち半数は後退時の事故である。安全確認を徹底するなど十分注意して運転していただきたい。

**(委員)**

鹿や猪などの動物との事故が多く発生しており、注意しなければならないと思っている。自宅周辺にも鹿が出没することがあるので事故に遭わなければいいと思っているが、鹿の習性はどのようなもので、どうすれば事故に遭わないのか教えてほしい。

**(交通課長)**

鹿の習性については把握していないが、動物との事故の多くは夜間に発生しており、夜間の事故を防止するためには、速度を控えめにすることやハイビームを活用することでリスクを下げることができると考えている。

**(委員)**

自転車のヘルメット着用義務はいつからか。着用しない場合は罰則があるのか。

**(交通課長)**

令和4年4月に改正道交法が施行され、1年以内に実施が義務付けられているので、おそらく令和5年4月には実施されるのではないかと考えている。

また、着用はあくまでも努力義務であり、罰則はない。

**(署長)**

小中学生はヘルメットを着用しているが、高校生は着用していない状況にある。努力義務ではあるが、着用の促進に向けて危険性をアピールするなど啓発活動を行っていく。

**(委員)**

近所へのちょっとした買い物などの場合は、着用しない場合が多いのが現実であると思う。

**(署長)**

いろいろな機会を通じて広報啓発活動を行い、着用推進に取り組んでいく。

**(委員)**

交通安全定期診断の受診結果について、自動車学校から警察に対して通報されるのか。

**(交通課長)**

自動車学校の教習指導員が運転技能を診断し、受診者本人に注意すべき事項等を伝達するもので、受診結果を警察に通報する制度はない。

なお、定期診断は無料で受けられ、自身の運転技能を確認するために有効な手段であるので、高齢者にはぜひ受診していただきたい。

**(委員)**

高齢者が義務として受ける講習等はあるのか。

**(交通課長)**

高齢者が免許更新をする際、自動車学校で高齢者講習を受講することとなっている。また、一定の違反がある75歳以上の高齢者については、運転技能検査を受講する法改正がなされている。

**(委員)**

高齢者の交通事故防止には、運転免許証を返納することも有効であると思うが、返納すると社会から疎外されたと感じる高齢者も多い。返納によって受けられる各種サービスについて、もっと手厚くすれば返納の促進につながるのではないかと思う。

**(委員)**

サポートカーについて説明してほしい。

**(交通課長)**

サポートカーは、ブレーキとアクセルの踏み間違いを防止する機能が代表的であるが、その他に車線をはみ出した際に警告音で知らせる機能などがある。

**(委員)**

サポートカーは、オートマチック車のみか。

**(交通課長)**

マニュアル車に装備されているかどうか承知していないが、基本的にはオートマチック車に装備されていると承知している。

**(委員)**

サポートカーに乗るための専用の免許というのがあるのか。また、サポート機能付きの車を運転することで、交通事故が減ると考えてよいのか。

**(交通課長)**

いわゆる「サポカー限定免許」というものである。

サポート機能付きの車を運転することで、ブレーキとアクセルの踏み間違いによる交通事故などは減ると考えている。

**(委員)**

高齢者には、サポートカーを運転することを推奨したほうがよいように思う。

**(交通課長)**

資料にあるとおり、サポートカーイベントを開催し、高齢者に参加してもらい安全性について周知するなどの啓発活動を実施している。

**(委員)**

カルストロードでは、自動二輪車の交通事故が多いように思うが、速度の出し過ぎが原因ではないかと思う。

**(交通課長)**

カルストロードにおいて速度取締りを実施しており、継続して交通事故防止対策を実施していくこととしている。

**(委員)**

今朝、職場のパソコンに「ETCの重要なお知らせ」という件名の迷惑メールが届いた。内容は、「ユーザーの財産に被害が出ているため、システムのリスク管理を強化し、警察や銀行と協力して口座の使用を一時停止し、“警視庁特殊詐欺担当”に通

知します。」というものであった。ドメインに“cn”がついていたので中国から送られた詐欺メールとすぐに分かった。そのメール文中の“警視庁特殊詐欺担当”という部署が実際にあるのか教えてもらいたい。

**(刑事・生活安全課長)**

実在するかどうかは判然としないが、各都道府県警察で特殊詐欺を担当するのは主に組織犯罪対策部門であるが、捜査第二課が担当しているところもある。

特殊詐欺の関係では、警察庁をかたる偽メールも確認されている。特殊詐欺等の被害に遭わないためには、記載されたURLを確認することが重要である。最近、詐欺サイトのURLが本物に近い形で送られてくるので、添付されたURLを開くなどする前によく確認していただきたい。

**(委員)**

経済安全保障で、高度な技術が外国に流出することが懸念されるとのことであるが、美祢市内にも高度な技術を持つ企業があるのか。

**(警備課長)**

美祢市内にもある。

**5 その他**

次回（令和4年度第4回）協議会は、改めて日程を調整し、開催日を案内する。